

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年3月11日

大阪税関長 大内 聡

### 記

1 承継を受けた者の名称及び住所

関西エアポートオペレーションサービス株式会社  
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

関西国際空港航空機給油施設  
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地、大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地、8番地、  
10番地、12番地、13番地、14番地、大阪府泉南市泉州空港南1番地、9番  
地

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

関西エアポートテクニカルサービス株式会社  
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

関西国際空港航空機給油施設  
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地、大阪泉南郡田尻町泉州空港中1番地、8番地、  
10番地、12番地、13番地、14番地、大阪府泉南市泉州空港南1番地、9番  
地

5 承継された許可期間

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 6年 6月30日